

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾実施規則

(目的)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾は、県内企業の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする技術者等を地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)に受入れ、企業現場の技術課題解決手法の技術的研修(以下「ものづくり人材育成塾」という。)を行うことにより企業等の人材育成を支援し、もって県内中小企業の技術力を向上させることを目的とする。

(研修コース等)

第2条 ものづくり人材育成塾は、次に掲げる研修を実施するものとする。

- (1) 課題解決手法習得コース 研修参加者が設定する技術課題を解決するための手法を習得する
- (2) AI・IoT・ロボット技術習得コース 研修参加者がAI、IoT、ロボット技術を製造現場に導入するために必要な知識や技術を習得し、現場で抱える技術課題を解決する
- (3) 水産加工技術習得コース 研修参加者が水産物加工に必要な知識や技術を習得し、技術課題を解決する

2 前項に掲げる研修コースのほか、企業等からの要望等に基づき、必要に応じて実践的な研修を実施する。

(対象)

第3条 ものづくり人材育成塾の参加者(以下「研修参加者」という。)は、県内に事業所を有する企業等の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする者(以下「研究者等」という。)であって、研修内容に関する基礎理論を理解している者を対象とする。

(参加申込み)

第4条 ものづくり人材育成塾に研究者等の参加を希望する企業又は個人(以下「参加企業等」という。)は、様式第1号による申込書を、別に指示する期日までに地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(参加者の決定)

第5条 理事長は前条の申込みに基づき、研修参加者の受入れを決定する。なお、受入れを決定するに当たっては、第2条第1項に規定する研修コースに係る研修期間は、原則として12ヶ月以内とすること。

2 理事長は、前項の規定により受入れの決定をしたときは、様式第2号による受入れ決定通知を行う。

(研修参加費)

第6条 参加企業等は、別に定める研修参加費をセンターの請求に基づき支払わなければならない。

2 前項の研修参加費は、ものづくり人材育成塾の実施に必要な消耗品及び光熱水費に充てるものとする。

3 ものづくり人材育成塾の実施に伴う機器の使用料は徴収しないものとする。ただし、次の各号に掲

げる使用については、当該各号に定める金額を徴収するものとする。

(1) 研修参加者1人あたりの使用料（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則第14条の規定に基づき算定する使用料をいう。）の合計額が5万円を超える使用 5万円を超える額

(2) 理事長が特に定める機器の使用 その使用に要する経費

4 第1項の規定により支払われた研修参加費は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができる。

(1) センターの責めに帰する理由によりものづくり人材育成塾を中止したとき

(2) その他理事長が特別の理由があると認めたとき

(研修実施方法)

第7条 ものづくり人材育成塾は、センターの施設内で行うものとする。

2 当該ものづくり人材育成塾の担当研究員は、研修の内容について研修参加者と協議の上、研修実施計画書を作成する。

3 理事長は、前項により作成された研修実施計画書を参加企業等に送付するものとする。

(研修参加者の身分等)

第8条 ものづくり人材育成塾に参加するために参加企業等が派遣する研修参加者の身分は、参加企業等のままとし、参加企業等は研修期間中における研修参加者の給与、旅費、災害補償等の経費について、一切を負担するものとする。

(研修期間中の義務)

第9条 研修参加者は、ものづくり人材育成塾の参加期間中、理事長及び担当する研究員の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第10条 理事長又は参加企業等は、ものづくり人材育成塾において研修成果以外に知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしにそれらを第三者に開示しないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 既に公知の情報であるもの

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

(3) 相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

(4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に開発したことが書面により立証できるもの

(損害賠償)

第11条 研修参加者の故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えたときは、当該研修参加者の属する参加企業等がその損害を賠償しなければならない。

(成果の報告)

第12条 研修参加者は、ものづくり人材育成塾を終了したときは、研究内容等を記載した報告書を理

事長に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された報告書は、年度末に成果報告書集としてとりまとめるものとする。

(研修の中止)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ものづくり人材育成塾を中止することができる。

- (1) ものづくり人材育成塾の実施により、センターの業務に重大な支障が生じる恐れがある場合
- (2) 天災その他やむをえない事由により、ものづくり人材育成塾の実施が困難となった場合
- (3) 参加企業等又は研修参加者がこの規則に違反した場合

(修了証書の交付)

第14条 理事長は、ものづくり人材育成塾を良好に修了した研修参加者に対して、様式第5号による修了証書を交付する。

(研究成果発表)

第15条 修了者に対しては、その研修成果について発表する機会を設けるものとする。なお、成果発表会は各研究所において実施することとし、その方法等については、各所長が別に定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年8月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、改正前の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター実践的産業人材育成事業実施規則（以下「旧規則」という。）第5条第1項の規定に基づく受入れ決定により現に行われている産業人材育成研修は、この規則第5条第1項の規定に基づき受入れを決定したものづくり人材育成塾とみなす。

3 旧規則第4条の規定により参加申込みしている研修であって、施行日においていまだ受入れを決定していないものについては、この規則第4条の規定により参加申込みしているものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定により行った処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定により行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

ものづくり人材育成塾申込書

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長 様

(企業の所在地)

(企業の名称)

(代表者の職氏名)

印

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾実施規則を承諾し、下記のとおり申し込みます。

1 コース

コース (希望コースに○)	内 容 (別紙募集コース一覧を参考にご記入ください)	
・ 課題解決手法習得コース	受け入れ分野	R—
	取り組む課題	
	研修期間	ヶ月 (開始 月 ~ 終了 月)
・ AI・IoT・ロボット技術習得コース	取り組む課題	
	研修期間	ヶ月 (開始 月 ~ 終了 月)
・ 水産加工技術習得コース	取り組む課題	
	研修期間	ヶ月 (開始 月 ~ 終了 月)
センター担当研究員氏名		

2 参加希望者

参加希望者	職 名	ふりがな 氏 名	
連絡先	企業名 及び 所属部署		
	住 所	〒	
	連絡先	TEL () —	内 線
		FAX () —	担当者名
		E-mail	

研修参加者決定通知書

番 号
令和 年 月 日

(事業所の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 (氏名)

令和 年 月 日付けで申し込みのあった、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターもの
づくり人材育成塾について、下記のとおり受け入れます。

記

1 研修参加者 (所属・職・氏名)

2 研修コース名及び内容
(研修コース及び内容)

3 研修実施計画 別紙のとおり

4 成果発表会
成果発表会を開催しますので、研修終了後同発表会での成果発表をお願いします。

5 研修参加費 (参加費) 円
全期間分を請求しますので、お支払い願います。
機器使用料が5万円を超えた場合、5万円を超えた額をご負担願います。

修 了 証 書

(別 記 修 了 者) 様

研修内容 「 (研 修 内 容) 」

あなたは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり
人材育成塾 (研修コース名) を修了したことを証します。

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 (氏 名) 印